

山梨県公報

第五百九十六号

令和七年

九月二十二日

月 曜 日

目 次

公 告

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(六件)……………四六九
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(十九件)……………四七一
○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………四八一

公 告

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 第一リース株式会社 代表取締役 向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DIS上今井複合施設 山梨県甲府市上今井町七百六十九番 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外 二者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

- 3 変更の年月日 令和七年五月十九日 外
三 届出年月日 令和七年八月二十八日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 オリックス株式会社 代表執行役 井上亮 東京都港区浜松町二丁目四番一号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ国母 山梨県甲府市大里町三百五十一番地 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外 一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外二者

- 3 変更の年月日 令和六年十月一日 外
三 届出年月日 令和七年八月二十八日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ山梨 山梨県山梨市下石森字宮ノ前七一番地

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イトウ・アット・ホーム 代表取締役 伊藤通敏 山梨県甲斐市西八幡二千六百一番地一 外八者	株式会社イトウ・アット・ホーム 代表取締役 伊藤通敏 山梨県甲斐市西八幡二千六百一番地一 外七者

3 変更の年月日 令和七年五月一日 外

三 届出年月日 令和七年八月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 第一リース株

式会社 代表取締役 向島亨 東京都港区虎ノ門一丁目二番六号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ須玉 山梨県北杜市須玉町大豆生田字二ツ木千七十二番一 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外 二者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外二者

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十八日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社大月木材センター 代表取締役 滝川英治 山梨県都留市田野倉三百八番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オオツルショッピングモール 山梨県都留市田野倉字神出三百八番 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外三者
変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外三者

- 3 変更の年月日 令和七年五月十九日
届出年月日 令和七年八月二十五日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一
二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韭崎市若宮二丁目千百二十五番一 外
2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外十一者
変更後	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外十二者

- 3 変更の年月日 令和七年四月一日 外
届出年月日 令和七年八月二十八日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノリバーシティ店 山梨県中央市山之神字立川千百二十二番地三十二 外
2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二

山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
外十者
山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
外十者

- 3 変更の年月日 令和七年五月十九日
届出年月日 令和七年八月二十五日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ伊勢ショッピングセンター 山梨県甲府市幸町二十八番二十四号 外

2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社オギノ
代表取締役 荻野寛二
山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
外一者
株式会社オギノ
代表取締役 荻野雄二
山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
外一者

- 3 変更の年月日 令和七年五月十九日
届出年月日 令和七年八月二十五日
縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ下石田店 山梨県甲府市国母一丁目七百七十八番 外

2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ

ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ河口湖店 山梨県南都留郡富士河口湖町船津字下土足戸五百四十五番三 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二

山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ

ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ貢川店食品館 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
---	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社オギ

ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ山中湖店 山梨県南都留郡山中湖村山
中字北畠八百六十五番五 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代
表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社オギ

ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ甲州店 山梨県甲州市塩山下於曾千四
百七十番 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外五者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外三者

- 3 変更の年月日 令和七年二月十六日 外
三 届出年月日 令和七年八月二十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ上野原店 衣料館 山梨県上野原市上野原千八百四十二番五 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

- 3 変更の年月日 令和七年五月十九日
三 届出年月日 令和七年八月二十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ上野原店 食品館 山梨県上野原市上野原千九百三十八番一 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社明電舎
代表取締役 三井田健 井上晃夫 鈴木雅彦 東京都品川区大崎二丁目一番一号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ城東店 山梨県甲府市城東四丁目二百九十四番一 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社明電舎 代表取締役 浜崎祐司 稲村純三 正木浩三 和地彰 山本功一 東京都品川区大崎二丁目一番一号	株式会社明電舎 代表取締役 三井田健 井上晃夫 鈴木雅彦 東京都品川区大崎二丁目一番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

3 変更の年月日 平成二十七年四月一日 外

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
ノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ西八幡店 山梨県甲斐市西八幡字浜海道下二千六百一番地一号

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ双葉店・DCM双葉店 山梨県甲斐市龍地三千二百八十五番地 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ	株式会社オギノ

代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外四者	代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外四者
---------------------------------------	---------------------------------------

- 3 変更の年月日 令和七年五月十九日
届出年月日 令和七年八月二十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ笛吹店 Aゾーン 山梨県笛吹市石和町広瀬字前田二百二十五番地
2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外二者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外二者

- 3 変更の年月日 令和七年五月十九日
届出年月日 令和七年八月二十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ笛吹店 Bゾーン 山梨県笛吹市石和町広瀬字前田二百三十五番地
2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギ

ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ田富店 山梨県中央市西花輪字村北三
千四百六十一番

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代
表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二

山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外二者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外二者

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギ

ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ都留店 山梨県都留市田原二丁目八百
七十六番 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代
表者の氏名

変更前	変更後

株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
---	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

- 3 変更の年月日 令和七年五月十九日
届出年月日 令和七年八月二十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギ
ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ韮崎ショッピングセンター 山梨県韮
崎市藤井町南下条二百番地
2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外六者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外六者

- 3 変更の年月日 令和七年五月一日 外
届出年月日 令和七年八月二十五日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギ
ノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ富士吉田店 山梨県富士吉田市下吉田

九丁目六番一号 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野雄二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 山梨県知事 長 崎 幸太郎 芙蓉総合リー

ス株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 竜王駅前ショッピングセンター 山梨県甲斐市大下条字上阿原千六百七十二番地一 外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者

3 変更の年月日 令和七年五月十九日

三 届出年月日 令和七年八月二十五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に

供する。

令和七年九月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 甲府市德行計画 山梨県甲府市德行四丁目十二番 外

二 届出の内容 新設

三 届出の公告日 令和七年五月一日

四 意見の概要

1 騒音対策の実施

2 交通事故防止対策の実施

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

六 縦覧期間 この公告の日から令和七年十月二十二日まで